

# 税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990  
FAX (06) 6885-3991  
URL <http://www.ep-support.com/>  
E-mail [support@ep-support.co.jp](mailto:support@ep-support.co.jp)

## ヒント

「イチローの成功習慣に学ぶ」  
児玉光雄著（サンマーク出版）という本があります。イチローの用意周到ぶりは尋常ではない。野球少年だった時代から、必ず試合前に球場の下見をしていた。時には遠足の下見にも出かけたほどです。「小さいことほどきちんとこなせ」。努力は、意欲ではなく習慣の問題です。簡単なことほど奥が深いし、単純なことほど難しい。雑事は雑事ではありません。雑用は、それを雑に扱ったときに雑用になるのであって、それを丁寧に扱えば「仕事」になるのです。イチローは「がんばる」「一生懸命」という言葉を口にしません。プロにとって当たり前、わざわざ表明するほどのことではないのです。

## ヒント

### 税務 ミニガイド

稼働を休止している固定資産については、事業の用に供していないため、減価償却を行うことはできません。

ただし、稼働休止中の固定資産であっても、その休止期間中に必要な維持補修が行われており、いつでも稼働し得る状態にあるものについては、減価償却をすることができます。



戸隠山(長野)

松浦和夫/オアシス

## 年末調整における 住宅借入金等特別控除

### □住宅借入金等特別控除の適用

住宅借入金等特別控除については、適用を受ける1年目については、本人が税務署で確定申告する必要があるが、年末調整の際に控除を受けることはできませんが、翌年分以降は、住宅借入金等特別控除申告書を給与支払者に提出することによって、年末調整で適用を受けることができます。

### □住宅借入金等特別控除の概要

居住者が、一定の居住用家屋の新築、取得等をして、平成29年12月31日までに自己の居住の用に供した場合、その新築、取得のための償還期間10年以上の一定の借入金等を有するときは、居住の用に供した年以後10年間（一定の場合には15年間または5年間）の所得税額から、その年の12月31日現在の住宅借入金等の残高に応じて計算された住宅借入金等特別控除額を控除することができます。

住宅借入金等特別控除は、居住を開始した年等によって、控除期間や控除額が異なっていますが、居住を開始した年等に応じた控除額の計算方法等は、その人の住宅借入金等特別控除申告書に記載されています。

### □申告書に添付する書類

住宅借入金等特別控除の適用を受けるためには、住宅借入金等特別控除申告書に、次の書類の添付が必要です。

- ①住所地の所轄税務署長が発行する「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」
- ②金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

ただし、①については、前年の年末調整の際にその給与の支払者において、住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合には、添付を省略することができます。

なお、平成24年6月以降交付分からは、申告書と証明書は兼用とされています。

### □居住継続要件



○歴史上の人物の好物を調べてみると、  
篤姫：あんかけ豆腐。伊藤博文：ふぐ。  
ジョン万次郎：鰻。徳川家斉：ショウガ。  
徳川慶喜：豚肉。ナポレオン：目玉焼。  
ベートーベン：コーヒー。明治天皇：琵琶湖の小魚ヒガイ。  
毛沢東：鶏のスープ。六代目尾上菊五郎：桃屋の花ラッキョウ。  
ゲバラ：マテ茶。カール大帝：青かびチーズ。  
神聖ローマ皇帝：ざくろ。



住宅借入金等特別控除については、居住の用に供した日以後その年の12月31日まで継続して居住の用に供していた年分に限り適用されることとされており、年の途中で、その住宅に居住しないこととなった場合には、その年分以降については、原則として適用を受けることはできないことになります。

### □連帯債務の場合

連帯債務による住宅借入金等の場合には、連帯債務による住宅借入金等の年末残高に控除を受ける人が負担すべき割合を乗じて、その人が負担すべき部分の年末残高を計算します。

この負担すべき割合については、原則として、住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年の確定申告の際に提出した「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」に記入した負担割合によります。

なお、住宅借入金等特別控除申告書の備考欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高〇〇〇円のうち、〇〇〇円を負担することとしています。」等の文言、住所、氏名（給与所得者である場合には、その勤務先の所在地・名称）の記入と押印を受けることとされています。

## 経済動向を映す鏡

### —最近の基準地価動向—

このほど国土交通省は今年7月1日時点の都道府県地価（基準地価）を公表しました。

#### □三つの公的価格

今回の基準地価のほかに、地価公示と路線価（10月号既報）がありますので、各々を発表順に①実施機関、②調査時点と発表時期、③目的に区分して整理したいと思います。

〔地価公示〕①国土交通省の土地鑑定委員会、②毎年1月1日を調査時点として3月下旬に発表、③土地取引の指標となり標準地を選定して、正常な価格を判定し公示します。

〔路線価〕①国税庁、②毎年1月1日を調査時点とし7月に公表、③相続税と贈与税の算定基準となります。

〔基準地価〕①都道府県（国土交通省が発表）、②毎年7月1日を調査時点とし9月下旬に発表、

③土地取引の指標となり、公共用地の買収指標となります。

#### □留意点

路線価は、地価公示価格などの80%で評価されるといわれており、また3年に一度の評価替えが実施されている固定資産税評価額も総務省と自治体が地価公示価格の70%を目安に算定基準の地価（実際は負担調整あり）を決めているとされています。また東日本大震災により被災した地域については別途特別な定めがあります。

#### □今回の特色

東京圏の商業地はプラス1.9%で2年連続で上昇、住宅地はプラス0.6%で6年ぶりに上昇に転じました。同様に低金利による土地取引の活発化などで、大都市圏は地価の回復が続いています。一方で、三大都市圏以外の地方圏は商業地マイナス2.2%、住宅地マイナス1.8%と二極化が顕著となり、地方圏では調査地点の8割で下落しました。

消費税増税後で初の地価調査はアベノミクス効果の一服感を示したかたちになりました。

## ナマの税務相談室

**Q** 今年の夏も例年通りの猛暑でしたが高齢の父が死去いたしました。お陰様で、無事葬式、四十九日の行事も恙なく終わりました。そろそろ相続税の申告の準備もと、心しているところですが、手始めに葬式費用関係のことでお伺いいたしました。

**A** ご無沙汰しています。あのご活躍されたお父様の死去は寂しいですね。ご愁傷様です。人生の三大イベントは誕生、結婚、死亡といわれます。死亡に伴い出費されるものが葬式費用。相続開始時に現存する債務ではありませんが、相続開始に伴う必然的出費ですね。とはいえ、なんでもOKではなく法令通達に沿って交通整理が必要です。

**Q** とにかく、最近まで現役でしたので、親戚は勿論、知人、友人、そして会社関係者等多彩を極めました。当日の葬儀費用、僧侶の費用、火葬場で待つ間の茶菓子等々、領収書

## 葬式費用となるもの ならないもの

の整理も大変です。

**A** 今列挙されたものは葬式費用として非課税扱いになります。僧侶に支払うお礼など、請求しないと領収書が無い場合がありますので、ご注意ください。

**Q** 有難うございます。父の病気が進展したとき、慌てて墓地を求めました。取りあえず、会社から購入代金を立て替えて支払いましたが、この代金は如何取り扱いますか？

**A** この費用は、残念ながら葬式費用とはなりません。

**Q** 私の恩師が遠方から駆けつけてくれたので、お礼として30万円を香典の中から差し上げましたが、この費用の取り扱いはどうでしょうか？

**A** お気持ちは分かりますが、香典は相続人全員のお金です。残念ながら葬式費用としては認められません。

## ナマの税務相談室

## 特例贈与税率表と110万円

**来** 年1月1日から暦年贈与の税率が変わります。最高税率の5%アップと税率構造の改訂のほか、20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合に、一般の贈与税率とは異なる緩和された税率が適用されるものとして、異なる税率表が用意されています。

**と** ところで、同一年に直系尊属からの特例贈与財産とそれ以外の人からの一般贈与財産とがある場合、110万円の基礎控除の扱い、異なる税率表の適用の仕方は、どうなるのでしょうか。

**基** 礎控除額が年間110万円であることに変更はありませんので、110万円はそれぞれの贈与額に比例按分して控除するのでしょうか。特例

贈与財産と一般贈与財産とを区分して、110万円を比例按分して控除したあとの金額に異なる税率表による税率を乗ずるのでしょうか。

**異** なる税率表を目にするそのようなイメージが湧きますが、改正法を読むとそのようにはなっていません。

**改** 正法では、同年中に一般贈与財産と特例贈与財産とがある場合、贈与税額の計算方法は次のようになります。

- ① 合計贈与価額 = 一般贈与財産価額 + 特例贈与財産価額
- ② ① - 基礎控除110万円
- ③ ② × 一般税率 × (一般贈与財産価額 / 合計贈与価額)
- ④ ② × 特例税率 × (特例贈与財産価額 / 合計贈与価額)
- ⑤ ③ + ④ = 納付税額

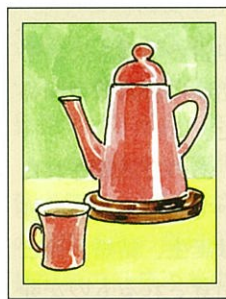
**例** えば、叔父から一般贈与400万円、父から特例贈与400万円を得た場合で上記算式にあてはめると、

- ① 400 + 400 = 800万円
- ② ① - 110万円 = 690万円
- ③ (② × 40% - 125万円) × (400万円 / 800万円)
- ④ (② × 30% - 90万円) × (400万円 / 800万円)
- ⑤ 75.5 + 58.5 = 134万円

この合計税額は、特例計算がない時に比して17万円低くなっています。

**も** し、110万円を比例按分控除して400万円 - 55万円 = 345万円として、別々に単独に税率表を当て嵌めた場合には、合計税額は44 + 41.75 = 85.75万円となり、実際よりもさらに48.25万円低いこととなります。この比較の意味は、暦年贈与に係る単一の超過累進構造の外側に特例贈与の制度が創られたものではないことを示しています。

年調で、「生計を一にする」とは、必ずしも同居が要件ではありません。勤務、修学、療養等で別居していても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合が該当します。段取り良く進めていても、慌ただしいままの年の暮。「身辺や年暮れんとす些事大事 たかし」7日大雪 22日冬至。



試してみた？失敗した？かまうことないよ。  
もう一度やって、もう一度失敗して、  
でも今度はじょうずに失敗するんだよ。  
(フランスの劇作家 サミュエル・ベケット)

## 12月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○11月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○11月分個人住民税特別徴収分の納付 (特例適用者は6か月分)
○10月決算法人の確定申告	(翌年)	○10月決算法人の確定申告
○27年4月決算法人の中間(予定)申告	1月5日	○27年4月決算法人の中間(予定)申告
○給与と所得者の年末調整等源泉徴収事務	(本年最終給与支払日まで)	○固定資産税、都市計画税の納付
	(地方条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。